

# 秩父市シルバー人材センター 通信シルバー秩父

令和5年3月号

令和5年2月末  
会員数 744

## シルバー人材センターを 取り巻く状況と 今後について

令和4年度は、ウイズコロナの考え方から経済活動が、コロナ以前に戻りつつある状況になっています。またウクライナ情勢の影響もあって、物価上昇に直面するといった生活に大変な面が表面化してきています。

一昨年の法改正の影響で、会員の平均年齢、加入時平均年齢は上昇傾向にあります。また、寿命と健康寿命の差が男性「8.79歳」、女性「12.19歳」、75歳時点での人口は女性が男性より2割近く多くなっているとのデータがあります。

こうした状況に関わらず、会員の方々は、健康寿命を超えてもほとんどの方が元気に活動されています。アクティブシニア（元気で経験豊かで行動的な高齢者）として社会参加をする会員への期待は高まっています。

様々な検討を重ね、デジタル委員会では、今年3月にLINEの使い方を中心に、教室の開催に至りました。全シ協（全国シルバー人材センター事業協会）では、令和5年度をデジタル元年と位置付け、シルバー会員の活動の中でもデジタルの活用を進める動きとなっています。

デジタル社会への対応は、SDGsの取り組みなかで、「貧困をなくそう」「質の高い教育をみんなに」に該当する取り組みとなっています。今後の活動が期待されます。

また、高齢人口では女性が多い状況ですが、会員に至って女性が全体の3分の1にとどまっています。入会説明会時の就業体験事業、ウェルカフェでの体験事業等、女性会員が1人でも多く参加できるように取り組んでいきます。



## 令和5年度の

## 会費について

令和5年度のシルバー人材センター年会費4,800円を3月分（4月20日支払）の配分金から引き落とします。

なお、引き落とせなかった方からは昨年と同様、4月分あるいは5月分において配分金（ひと月で4,801円以上）が発生した時点で、会費をその月の配分金から引き落とさせていただきます。

また、4月分あるいは5月分に引き落とし可能な配分金（ひと月で4,801円以上）が発生しなかった方には、6月以降あらためて案内を出させていただきますので、それまでお待ちください。

## 請負等の考え方

会員の働き方は、概ね「請負」と「派遣」に区分されます。「派遣」は、埼玉県シルバー連合の雇用になるため、労働法の適用があります。

一方多くの会員の就業形態としての「請負」は、会員が事業主としての契約になるため、いくつかの条件をクリアする必要があります。（県内労働基準監督署の指摘より）

- 1 発注者から会員への指揮命令が発生しないこと。
- 2 発注者とセンターとの契約

は総額表示（配分金、事務費、材料費の区分）がないこと。

- 3 「1時間当たり〇〇円×就業時間」ではなく、「総額□□円」を就業時間、就業会員数で割り込んで計算する。

3の結果、「時間単価に換算した場合の単価は通常一致しない。」「時間管理の場合は請負と認められない。」

等の指摘があり、適正な請負と認められない場合は、様々なペナルティーがあるようです。適正な請負での就業となるよう、会員の皆様にもご協力いただくことがあるかと存じます。その節はぜひご協力をお願いします。

## 3月分の就業報告書は 4月3日（月）まで必着

3月分の就業報告書は、年度末決算のため計算・請求書等の事務手続きが大変忙しくなります。恐れ入りますが3月分については、4月3日（月）までに必着で、提出していただきますようお願いいたします。

# インボイス制度と配分金に係る消費税!!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

制度が始まってからも会員皆さんにはこれまでどおり発注者から預かった消費税を含めて配分金をお支払いします。ほとんどの会員さんは年間課税売上高が1,000万円以下の個人事業主のため免税事業者となり、消費税の納付手続きを行う必要はないかと存じます。

しかしながら、センターは、免税事業者である会員さんとの取引について、消費税の仕入れ税額控除が認められないため、新たな納税コストが生じます。

制度開始に向けて、契約金額の値上げを検討しています。

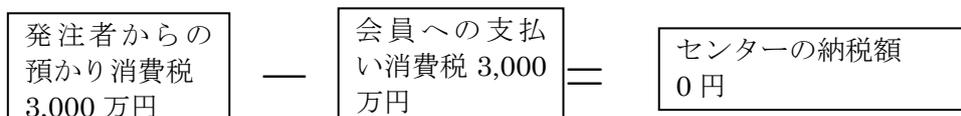
## 仕入れ税額控除とは

消費税を納めなければならない事業者が、仕入れ時に支払った消費税を売り上げの消費税から差し引いて計算すること。

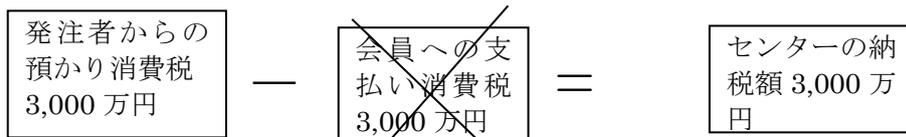
（センターが、発注者から預かった消費税を会員に支払うが、仕入れ控除が認められないため、センターが消費税を支払ったと認められず、結果として発注者から預かった消費税額の納税義務が発生する）

## 納税のイメージ

令和5年9月まで



令和5年10月から



仕入れ控除ができない 新たな納税コスト